

## 早期再就職支援助事業（早期再就職支援助成金） Q & A

このQ & Aは、琴浦町早期再就職支援助成金交付要綱に定めることのほか、制度を運用するにあたり、わかりにくい点について考え方を示すものです。

**Q 1** 正規雇用労働者とは。

A 次の全てを満たす者です。

- 1 雇用期間の定めのない雇用者
- 2 1週間の所定労働時間が週30時間以上の者
- 3 他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者
- 4 雇用保険の被保険者（雇用保険の加入要件を満たす雇用者に限る）
- 5 以下のいずれかに該当する場合は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること
  - ・事業者が法人である場合
  - ・5人以上雇用する個人事業主である場合

※1～5については、労働条件通知書、雇用契約書、就業規則等により確認します。

※嘱託・パート・アルバイトと判断されるものは対象外となります。

**Q 2** 正規雇用労働者の要件に退職金の有無は含まれますか。

A 退職金の有無は本助成金の正規雇用労働者の要件には含まれません。

Q 1の1～5を満たしていればよく、退職金の有無、賞与の有無等は判断対象にはなりません。

**Q 3** この助成金を受けるために事業主として必要な要件は何ですか。

A 次の全てを満たす事業者です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 対象となる離職者を町内に所在する事業所で雇用した事業主であること、又は対象となる離職者と町内に所在する事業所が雇用契約を結んでいること。
- 3 対象となる離職者をハローワーク等の紹介により、送出企業離職後6か月以内に正規雇用した事業主であること。
- 4 送出企業の親会社に該当しない事業主であること。
- 5 町の要請する書類を適切に提出できる事業主であること。
- 6 対象となる離職者を雇入れるにあたって、以前より雇用している労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇していないこと。

**Q 4** 助成金の申請はいつすればいいですか。

A 正規雇用した日から3か月经過後に申請してください。

申請漏れを防ぐため、正規雇用した日から1か月以内に雇用報告書を提出してください。

Q 5 対象労働者が雇用から3か月経過後に自己都合で町外へ転居または自己都合により退職した場合は対象となりますか。

A 申請の時点で町内在住かつ在職していれば対象になります。  
申請時にご相談ください。